

## 平成25年度 第26回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成26年3月6日(木) 午前10時～11時

### 2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長兼任用課長	稲田将
給与課長	新高謙一	係長	遠藤公亮
係長	向井京子	係長	有岡博己
係長	河村淳		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 職員の採用選考について

議案第2号 職員の昇任選考について

議案第3号 人事委員会規則及び通知の一部改正について

議案第4号 現業職員の一般行政職への転任の承認について

### 5 議事の公開・非公開

議案第3号を公開とし、議案第1号、第2号及び第4号を非公開とした。

### 6 議事

#### 1 議案第1号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 2 議案第2号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 3 議案第3号

人事委員会規則及び通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

##### ① 改正する規則及び通知の名称

###### (1) 規則

職員の職務の級の分類に関する規則

###### (2) 通知

職の区分表について（通知）

##### ② 概要

###### (1) 規則

警察本部における職務の級を見直し、郡家警察署長等4警察署長の職務の級を公安職7級から8級へ改める。

###### (2) 通知

上記4警察署長の職務の級は8級（困難な業務を行う警察本部の課長の職務）であるが、職の区分は「課長及び同相当職」である。現行の規定では「課長及び同相当職」は「7級」のみとなっているため、これを「課長及び同相当職（7級又は8級）」に改める。

警察署	職務の級	職の区分
米子警察署	9級	部長及び同相当職（8級又は9級）
倉吉警察署	9級	部長及び同相当職（8級又は9級）
境港警察署	9級	部長及び同相当職（8級又は9級）
八橋警察署	8級	部長及び同相当職（8級又は9級）
郡家警察署	<b>8級</b>	課長及び同相当職（7級 <b>又は8級</b> ）
智頭警察署	<b>8級</b>	課長及び同相当職（7級 <b>又は8級</b> ）
浜村警察署	<b>8級</b>	課長及び同相当職（7級 <b>又は8級</b> ）
黒坂警察署	<b>8級</b>	課長及び同相当職（7級 <b>又は8級</b> ）

##### ③ 施行日

平成26年3月（警察本部人事異動発令日）日

#### 【質疑】

委員

米子、倉吉、境港、八橋以外の警察署は課長相当職ということだが、そこは変えないのか。

事務局

変えない。

委員

それはなぜか。

事務局

これらの署長を本庁の8級の課長並び、すなわち困難課長級とする、というのが今回の改正の趣旨である。

仕事内容、職責をみたときに、これらの警察署の署長も困難課長とするのが相当だろうということと、級のみ8級とするという整理を行ったもの。

委員

八橋署の署長については、級は8級で郡家署等の署長と同じになったが、課長か部長かという格付けは異なるということだな。

委員

「職の区分表」に6級がないのはなぜか。

事務局

6級は公安職の課長補佐の職で、同じく課長補佐級の5級から昇格するもの。5級から6級への昇任はない。

「職の区分表」は職の上位・下位、どの職からどの職に移ると昇任になるかを定めるものであり、規定する必要がない。

事務局

現在の表は、最初に任用される級だけを書いている。

事務局

つまり、いきなり6級の課長補佐に昇任する場合がないということである。

困難な業務を行う課長については、6級の課長補佐級から昇任して直接8級の困難課長級になる場合もあるという意味で、8級も書いている。

委員

規則の表には書いてあるし、職の区分表には書いてない。わかりにくいという印象。

該当するものがないにしても、書いてあるのが普通なのかなという気がするが。

事務局

6級だけに格付けされている課長補佐級の職はないということである。

委員

各警察署の課長は、課長補佐級の5級に相当するのか。

事務局

5級又は6級である。

委員

通知の本文を見ると、規定の仕方として両方ともあると思う。

というのも、通知本文の第1には「上位の職とは、別表職の区分表中職員の現に有する職が掲げられている欄より上位の欄に掲げられている職をいう。」と規定されている。

すなわち、現にその者が有する職がどれに該当するかというように表を見る。

現に有する職を対応させるから、わかりやすさという点でも、課長補佐が5級又は6級となっていてもいいのかな、という気がする。

一方で、昇任の仕方として、昇任した後の級だけを書くということなら、それもそのとおりかなという気がする。

例えば、警察署の副署長から署長に移るときは、上位の職ということにはならない、昇任ではないという理解でよいか。

事務局

課長級の署長の場合はそうなる。

ただ、職務の級は、今回の改正により署長は8級になるので、7級だった副署長が昇任した場合は8級の署長になるということである。

委員

5級だけ書いて間違いというわけではないのだろうが、5級又は6級と書いてあっても間違いではなさそうだ。

運用する側が使いやすいようになっていけばいいとは思いますが、さきほどの委員の指摘もそのとおりだと思う。

#### 4 議案第4号

現業職員の一般行政職への転任の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

知事及び病院事業管理者から、現業職員の一般行政職への転任申請があり、適当と認められるため申請のとおり承認しようとするもの。

7 次回の人事委員会の開催

平成26年3月17日（月）午前10時15分から開催することとした。